

広島県告示第四百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、令和三年広島県告示第八十八号で認可した都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

一 施行者の名称

福山市

二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画道路事業三・五・六二八号鷹取本庄線

三 事業施行期間

令和三年二月一日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし